

農業所得決算書の作成と提出について

駒ヶ根市税務課

日頃、市税務行政につきまして、ご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、本年も所得の申告時期がまいりました。昨年、市県民税の申告をされた方に、農業所得決算書をお届けしております。次のようにお取り扱いください。

この決算書は、昨年1月1日～12月31日の1年間の農業に係る収入・支出について決算を行い、所得を算出するためのものです。

【この決算書を提出する必要のない方】…所得税の確定申告をされる方は、税務署の用紙（収支内訳書）を使用していただくため、この決算書を提出する必要はありません。

作成した決算書は、**同封の「市県民税申告書」と一緒に、申告期限内に税務課へ提出してください。**

☆ ご不明な点等ございましたら、税務課市民税係までお問い合わせください。

駒ヶ根市役所 電話 0265-83-2111（代） 内線 273

【農業決算書の作成について】

◎ 収入金額の取扱い

- 農業の収入金額は、出荷・販売した金額のほか、家事消費分の農作物や農業に関する各種補償金の受取分なども含みます。

	$\text{販売金額} = \text{その年の現金及び振込等の入金額} - \text{期首未収金残高} + \text{期末未収金残高}$
販売金額	販売金額は消費税込みの金額とし、農協・市場手数料などの出荷経費を差し引く前の金額を記入します。出荷のために掛かった手数料などの金額は、「荷造運賃手数料」などの経費科目に計上します。 期首未収金は前年12月31日現在の「期末未収金残高」です。 期末未収金は販売金額が確定している取引のうち、本年12月31日現在で未入金 of 金額を計算します。
家事消費 事業消費	収穫した農産物を家事（贈与も含みます）または事業（種子やたね穀など）用に消費した場合は、収入金額に計上します。家事消費及び事業消費の金額は、原則としてその消費した時における市場価格などから見積もり、計算します。 (特例) 家事消費の金額は、その消費等した時における通常販売する価格の70%以上かつ収穫時における生産者販売価額（庭先販売価額）以上で計算して差し支えありません。この取扱は帳簿に家事消費の金額を記載することが条件になります。
農産物の 棚卸高	収穫時の価額から計算して記入します。なお、数量がわずかなものについては省略しても差し支えありません。
雑収入	受取共済金、出荷奨励金、産地づくり対策交付金、とも補償金、稲作所得基盤確保対策補てん金、中山間地直接支払交付金などは、通知を受けた金額を記入します。これらの受取金に支払った拠出金がある場合は、「農業共済掛金」などの必要経費に計上します。また、過年産米精算金、農作業受託料なども雑収入となります。

- 家事消費・事業消費の金額は、その年の合計金額を一括して計上することもできます。
- 農産物等を販売しておらず、家事消費分のみを栽培している場合には、家事消費分の収入金額を市場価格などから見積もらず、その年に使った必要経費分と同額の収入金額とし、農業の差引所得を0円とすることもできます。この方法を適用されたい場合は、「農産物を販売していない人の記入欄」に記入し、必ず提出してください。

◎ **主な経費とその取扱い**

- 必要経費は農業収入を得るために直接かかった費用です。食費や住居費などの生活費は必要経費になりません。
- 租税公課や電気、水道、燃料代などで事業と家事にまたがる支出は、使用割合等であん分した金額を必要経費とします。
- 雇人費や小作料、賃借料は、住所、氏名、支払額などの内訳を記入してください。
- 経費の区分が不明な場合は、空欄に項目を記載するか、「雑費」欄にまとめて記入してください。

雇人費⑧	雇人へ支払う給与・賃金・賄い費のほか、現物支給分 ※家族への支払は必要経費となりません。	諸材料費チ	ビニールシート代、果実の袋掛用袋代、わら、縄、支柱などの購入費など
小作料・賃借料⑨	小作料、農業用の土地等の借用料、農機具の賃借料、共同施設の使用料など	修繕費リ	農機具、農業用建物・車両などに要した修理費など
減価償却費⑩	建物、農機具(大農具)、車両、樹木、牛馬などの償却費 農業所得決算書裏面の「減価償却費の計算」欄の算式により経費算入額を求めてください。	動力光熱費ヌ	かん水などに要した水道料、電気料、農業機械・車両などに要した軽油・ガソリン代、ハウス施設の重油などの燃料費など
貸倒金⑪	売掛金などの貸倒損失	作業用衣料費ル	作業服代、長靴、手袋代など
利子割引料⑫	農業用資金の借入金や、資産をローンで購入した場合などの利子など	農業共済掛金フ	水稲・温室などの共済掛金、農業用の建物・車両に対する保険料など(建物更正共済や長期火災保険の場合は掛け捨て部分のみ)
租税公課イ	農地等の固定資産税、農業用自動車の自動車税、農事組合費など	荷造運賃手数料ワ	農産物等の販売に要した市場手数料、運送費、包装費など
種苗費ロ	種子、苗の購入費など	土地改良費カ	土地改良区、水利組合の負担金のうち維持管理費など
肥料費ニ	化学肥料や堆肥用わらの購入費など	雑費ツ	農業経営上の費用で上記に当てはまらない経費
農具費ヘ	農具、機械、機具(1個または1組の取得価格が10万円未満のもの)などの購入費		
農薬衛生費ト	農薬の購入費、共同防除の負担金など		

◎ **減価償却費について**

減価償却の対象資産 …… 使用期間が1年以上で取得価格が10万円以上の資産

- ※ 取得価額が10万円以上～20万円未満の減価償却資産は、その耐用年数にかかわらず3年間で均等に償却するか、通常の減価償却費の計算をするか選択することができます。
- ※ 月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。

・ **定額法(平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産)**

$$\text{取得価額} \times \text{定額法の償却率} \times \frac{\text{事業に使用した月数}}{12 \text{ヶ月}} \times \text{事業割合}$$

※ 未償却残高が1円になるまで償却します。

・ **旧定額法(平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産)**

$$\text{取得価額} \times 0.9 \times \text{旧定額法の償却率} \times \frac{\text{事業に使用した月数}}{12 \text{ヶ月}} \times \text{事業割合}$$

※ 減価償却費の累積額が取得価額の95%相当額に達するまで、上記算式で計算します。

減価償却費の累積額が取得価額の95%相当額に達した場合の算式

$$(\text{取得価額} - \text{取得価額の95\%相当額} - 1 \text{円}) \div 5 = \text{減価償却費}$$

※ 平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産で、減価償却費の累積額が取得価額の95%相当額に達した年分の翌年分以後5年間における償却の方法です。

◎ **主な減価償却資産の耐用年数と償却率**

資産の種類	H20まで				H21～				資産の種類	H20まで				H21～			
	耐用年数	償却率		耐用年数	償却率		耐用年数	償却率		耐用年数	償却率		耐用年数	償却率			
		定額法	旧定額法		定額法	旧定額法		定額法			旧定額法	定額法		旧定額法	定額法	旧定額法	
穀類収穫調整用機具	自型コンバイン	5	0.200	0.200	7	0.143	0.142	栽培用管理機具	たい肥散布機具	5	0.200	0.200	7	0.143	0.142		
	普通型コンバイン	8	0.125	0.125					田植機	5	0.200	0.200					
	脱穀機	8	0.125	0.125					育苗機	5	0.200	0.200					
	穀類乾燥機	8	0.125	0.125					中耕除草機	5	0.200	0.200					
車両運搬具	普通車	6	0.167	0.166	6	0.167	0.166	防除用機具	散粉機	5	0.200	0.200	7	0.143	0.142		
	小型車(660cc以下のもの)	4	0.250	0.250	4	0.250	0.250		噴霧機	5	0.200	0.200					
	貨物自動車 ダンプ式	4	0.250	0.250	4	0.250	0.250	トラクター	歩行型トラクター	5	0.200	0.200					
	〃 その他	5	0.200	0.200	5	0.200	0.200		その他のもの	8	0.125	0.125					